

東京都立水元特別支援学校管理運営規程 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1から第5まで（現行のとおり）</p> <p>第6 <u>主任教諭等</u> <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する主務教諭の職名は、主任教諭とする。</u></p> <p>1 <u>主任教諭</u> <u>生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。</u></p> <p>2 <u>主任養護教諭</u> <u>生徒の養護をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。</u></p> <p>3 <u>主任栄養教諭</u> <u>生徒の栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。</u></p>	<p>第1から第5まで（略）</p> <p>第6 主任教諭及び主任養護教諭 主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。</p> <p>1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割</p> <p>2 指導・監督層である主幹教諭の補佐</p> <p>3 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割</p>
<p>第7から第16まで（現行のとおり）</p>	<p>第7から第16まで（略）</p>
<p>附 則 この規程は、平成11年1月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p>	<p>附 則 この規程は、平成11年1月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p>

東京都立水元特別支援学校管理運営規程 新旧対照表

<p>この規程は、平成19年1月19日から施行する。 附 則 この規程は、平成19年4月1日から施行する。 附 則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。 附 則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。 附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。 附 則 この規程は、平成23年4月1日から施行する。 附 則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。 附 則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。 附 則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。 附 則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。 附 則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。 附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。 附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。 附 則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。 附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。 附則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。 附 則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。 附 則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。 附 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>この規程は、平成19年1月19日から施行する。 附 則 この規程は、平成19年4月1日から施行する。 附 則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。 附 則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。 附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。 附 則 この規程は、平成23年4月1日から施行する。 附 則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。 附 則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。 附 則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。 附 則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。 附 則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。 附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。 附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。 附 則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。 附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。 附則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。 附 則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。 附 則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。 附 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p>
--	--

東京都立水元特別支援学校管理運営規程 新旧対照表

<p>附 則 この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規定は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>附 則 この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p>
---	--------------------------------------